

組合相談コーナー

Q 当組合は3月決算であり、通常総会において平成27年度の決算(財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案)が承認されました。

これを受け、通常総会終了後に行わなければならない各種手続のうち、「決算関係書類提出書」、「役員変更届書」の提出及び変更登記申請における留意点等について教えて下さい。

■「決算関係書類提出書」の提出

A 組合は毎年度、通常総会終了の日から**2週間以内**に「決算関係書類提出書」を所管行政庁に提出しなければなりません。所管行政庁が秋田県の場合は2部(東北厚生局・東北経済産業局等の場合は3部)作成し本会へ提出して下さい。本会を経由し所管行政庁へ提出します。

<留意点>

- ☞ 決算関係書類提出書は、①事業報告書、②財産目録、③貸借対照表、④損益計算書、⑤剰余金処分案又は損失処理案、⑥総会(総代会)議事録の順に綴じて下さい。
- ☞ 事業計画・収支予算は、決算関係書類と一緒に提出する義務はありませんが、通常総会で審議する書類ですので、併せて提出するようお願いします。また、「直近の組合員名簿」も併せて提出するようお願いします。

■「役員変更届書」の提出

A 組合は、役員の変更(全役員が再任され、実質的な変更がない場合も含む)を行った場合は、**変更の日から2週間以内**に「役員変更届書」を所管行政庁に提出しなければなりません。役員の氏名又は住所に変更があった場合も同様です。所管行政庁への提出部数は決算関係書類提出書と同様であり、本会を経由して所管行政庁へ提出します。

<留意点>

- ☞ 役員変更届書は、①変更の年月日及び理由を記載した書面、②変更した事項を記載した書面、③総会(総代会)議事録、④理事会議事録の順に綴じて下さい。
- ☞ 通常総会(総代会)において新たな役員を選挙または選任した場合は、総会(総代会)議事録の添付は省略できます。

■変更登記申請

A 組合は、下記の事項に変更が生じたときは、**変更が生じた日から2週間以内**に変更の登記をしなければなりません。

- ①事業 ②名称 ③地区 ④事務所の所在地 ⑤出資1口の金額及びその払込方法
- ⑥存立時期又は解散の事由を定めたときはその時期又は事由
- ⑦代表理事の氏名及び住所 ⑧公告の方法

<留意点>

- ☞ 「代表理事の氏名及び住所」以外の変更は、定款変更の手続が必要となり、**定款変更認可書**が組合へ到達した日から**2週間以内**に、変更の登記をしなければなりません。
- ☞ 「事務所の所在地」については、定款記載の行政区域内の変更であれば定款変更の必要はありません。
- ☞ 代表理事の変更登記については、**同一人が再選された場合でも、改選期毎に変更の登記をしなければなりません。**
- ☞ 現在、商業登記が出来るのは**秋田地方法務局(本局)のみ**となっています。法務局にて登記申請を行う場合は従来と同様の手続ですが、遠方の場合には郵送による申請も可能です。

[秋田地方法務局(本局)]

〒010-0951 秋田市山王七丁目1番3号 秋田合同庁舎 ☎018-862-1174

なお、本会ホームページより各種様式をダウンロードできますので、ご利用下さい。

[ホームページ] <http://www.chuokai-akita.or.jp/youshiki.html>

本件についてご不明な点がございましたら、本会事業振興部又は大館支所・横手支所までお問い合わせ下さい。

[お問い合わせ先] 本会 事業振興部 ☎018-863-8701

大館支所 ☎0186-43-1644 横手支所 ☎0182-32-0891